

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続

局名	医政局
----	-----

I. 医療施設等施設整備費補助金に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 補助金の申請及び実績報告

① 補助金の手続概要

- ・ 交付申請書の提出
- ・ 実績報告書の提出
- 1. 医療施設運営費等補助金
- 2. 臨床研修費等補助金
- 3. 医療施設等設備整備費補助金
- 4. 医療施設等施設整備費補助金
- 5. 医療提供体制推進事業費補助金

各補助金とも、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき執行している。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

基本的に事業者は都道府県を經由して手続を行う。（一部の直接補助事業については直接国へ申請）
サンプルとして複数の都道府県へ電話による聴き取り調査を行ったところ、いずれの都道府県も以下の方法により事業者への対応を行っていることを確認した。

<申請様式> Eメールにより電子媒体のかたちで配布

<問合せ等の方法> 電話及びEメールでの対応

<書類の提出手段> 郵送での対応（押印書類もあることから原本の郵送は必須）

調査の過程で都道府県からは、様式の記載内容は審査に必要な必要最小限のデータであるとの回答を得ている。

様式を電子媒体で提供していること、照会等も電話及びEメールで対応していること、申請書類の提出は郵送で済み持参の必要はないことを踏まえ、さらなる最小化へ向け、以下の取組を行う。

○添付資料の見直し

様式、見積書、図面等の補助金交付の観点から必須の資料に加え、「その他参考となるべき資料」の提出を求めている補助金が多く存在する。

参考資料は事業者の判断の下、任意で提出される資料であるが、こういった資料なのかその意図するところが事業者へ伝わりにくいという問題があるため、今後、審査の観点から必要な資料があれば明記することとし、曖昧な「その他参考となるべき資料」の記載は廃止する予定である。

これにより、添付資料の簡略化が図られ、書類準備に係る時間の短縮が見込まれる。

なお、基本的に間接補助事業であることから、本削減方策の実施にあたっては都道府県の理解協力が必要である。

作業時間 5%削減

○様式の見直し

事業者の利便性向上のため、汎用性のある表計算ソフト形式での様式提供を一層進め、計算式等による事務作業時間の縮減を図る。

作業時間 5%削減

3 コスト計測

1. 選定理由

医療施設等設備整備費補助金

医療施設等施設整備費補助金

医療提供体制推進事業費補助金

各補助金の手続は類似していることから、上記3つの補助金の交付申請を調査対象に選定することにより調査を行う都道府県の負担を抑えつつ、コストの実態を把握するためのデータを得る。

交付決定の基となる交付申請を選定し削減方策を検討することにより、その後の実績報告のコスト削減にもつながると考える。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) コスト計測の方法

間接補助事業者である都道府県に対し、当該補助金を申請する事業者の状況の確認を求める。
事務負担軽減のため、補助金の交付申請時に実施する。

<コスト計測の項目>

I. 書類作成及び提出に要する時間コスト

II. 書類作成の過程で行った都道府県への相談及び内容確認に要する時間コスト

(2) コスト計測の時期

毎年、交付申請書の提出を求める9月～10月頃に、申請書提出と同時に計測する。